

さいたま市物品納入等におけるオープンカウンター方式による見積徴取執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市契約規則（以下「規則」という。）第46条の規定に基づいて、さいたま市が発注する物品の製造の請負、買入れ、修理又は売払い（以下「物品納入等」という。）に係る、オープンカウンター方式による見積徴取の執行をするために必要な事項を定め、見積徴取の厳正かつ公平な執行を図るものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品納入等の見積徴取において、見積の相手方を限定せず、案件を公開し、見積徴取への参加を希望する者からの見積書の提出により、契約の相手方を決定する方式をいう。

(参加資格等)

第3条 前条の見積徴取に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該年度におけるさいたま市競争入札参加資格に関する審査を受け、物品納入等に係る資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 見積書の受付を開始した日から契約の相手方の決定までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(対象となる契約)

第4条 この要領の対象となる物品納入等は、1件の調達等に係る予定価格が、30万円以上160万円以下であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 資格者名簿の種目「事務用品・什器」内のすべての営業種目
 - (2) 資格者名簿の種目「学校・保育用品」内のすべての営業種目
 - (3) 資格者名簿の種目「日用品」内のすべての営業種目
 - (4) 資格者名簿の種目「繊維品」内のすべての営業種目
 - (5) 資格者名簿の種目「広告・装飾」内の営業種目「室内装飾品」
 - (6) 資格者名簿の種目「電気機器」内のすべての営業種目
 - (7) 資格者名簿の種目「精密機械」内の営業種目「理化学器械器具」
 - (8) 資格者名簿の種目「消防・安全・災害対策用品」内のすべての営業種目
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、調達課長及び教育総務課長（以下「調達課長等」という。）が指定したもの
- 2 調達課長等は、次に掲げる事項について契約ごとに定めることができる。
- (1) 資格者名簿に登録がある営業種目
 - (2) 本店の所在地
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由により、調達課長等がオープンカウンター方式による物品納入等の執行が不相当であると判断した場合、この要領の対象としないことができる。

(案件の公開方法)

第5条 オープンカウンター方式においては、仕様書、見積提出方法、見積提出日時、見積提出場所等を記載した内容を市のホームページ及び調達課又は教育総務課の窓口にて公衆の閲覧に供するものとする。

(参加方法)

第6条 オープンカウンター方式に参加を希望する者は、公表された仕様書等の内容に基づき見積書を作成し、当該見積書を指定の日時に、指定の場所に、指定の方法で提出するものとする。

2 同等品発注案件（仕様書等に同等品を可とする旨の記載があるものをいう。以下同じ。）について、同等品での参加を希望する者は、同等品の品質等が確認できる書類を見積書の提出時に併せて提出するものとする。

(見積の無効)

第7条 オープンカウンター方式においては、次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積参加資格がない者のした見積
- (2) 見積者の記名のない見積又は記入事項の判読できない見積
- (3) 同一の案件について見積者又はその代理人が2以上の見積をしたときは、その全部の見積
- (4) 同一の案件について見積者及びその代理人がそれぞれ見積したときは、その双方の見積
- (5) 明らかに連合によると認められる見積
- (6) 金額を訂正した見積書による見積
- (7) 同等品とは認められない見積
- (8) 前各号に掲げるもののほか、見積の条件に違反した見積

(契約の相手方の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者（以下「最低価格者」という。）を契約の相手方とする。ただし契約の相手方となるべき同価格の見積を行った者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定する。

2 同等品発注案件について、最低価格者が同等品で見積もった場合、調達課長等は、物品納入等の予算を所管する課（所）長に速やかに同等品の品質等が仕様書に合致しているか確認させ、同等品と認められた場合のみ有効な見積として扱うものとする。なお、最低価格者が同等品と認められなかった場合はこれを無効とし、前項の規定により契約相手方の決定を行うものとする。

(再度の見積徴取)

第9条 見積合せの結果、契約の相手方となるべき者がいないときは、最低の価格をもって見積した者から再度の見積徴取を行うことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月15日から試行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。